

平成23年4月22日



東日本大震災により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮を要請する文書の発出について

経済産業省は、親事業者及び都道府県下請企業振興協会に対して、東日本大震災により影響を受けている下請中小企業について、できる限り取引関係を継続することや優先的に取引あっせんを行うこと等を本日付で要請しました。

1. 親事業者（約22,000社）に対する要請の概要

(1) 取引の維持・再開について

今回の災害の影響を受けた下請中小企業が事業活動を維持、又は今後再開するにあたり、できる限り取引関係を継続し、又は優先的に発注を行うこと。

(2) 風評被害の防止について

原子力発電所事故に関して、科学的・客観的根拠に基づき適切に取引を行うこと。

2. 都道府県下請企業振興協会※に対する要請の概要

(1) 優先的な取引のあっせんについて

今回の災害の影響を受けた中小企業に優先的に取引あっせんを行うとともに、被災地域の中小企業に対して一層の支援を行うこと。

(2) 取引の維持・再開への支援について

被災中小企業の事業再開に当たり、一時的に取引停止を余儀なくされた従来の親事業者との取引が円滑に再開されるよう配慮すること。

※ 都道府県下請企業振興協会

下請中小企業振興法第11条に規定された、下請取引のあっせんや下請取引に関する相談対応等を行う機関で、各都道府県が設立したもの（財団等）の通称。

(参考資料)

- ・参考資料 1 : 「東日本大震災」により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について (親事業者あて要請文書)
- ・参考資料 2 : 「東日本大震災」により影響を受けている下請中小企業等に対する取引あっせんについて (都道府県下請企業振興協会あて要請文書)
- ・参考資料 3 : 東日本大震災等に関連した取引トラブルの事例
- ・参考資料 4 : 取引あっせん事業のご案内

(参考資料 3, 4 はそれぞれ参考資料 1, 2 に同封して送付)

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁 事業環境部 取引課長 十時 憲司

担当者: 星、桑原

電話: 03-3501-1511 (内線 5291~7)

03-3501-1669 (直通)

経済産業省

平成 23・04・20 中第 1 号

平成 23 年 4 月 22 日

親事業者代表取締役 殿

経済産業大臣

「東日本大震災」により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮
について

今般の「東日本大震災」は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に、極めて甚大な被害をもたらしました。

被災地の社会生活や経済活動の速やかな復興を図り、この災害が我が国経済に与える悪影響を最小限のものとするためにも、被災中小企業の円滑な再建を支援することが重要です。

政府におきましては、災害復旧貸付等の金融支援を始め、種々の中小企業支援対策を講じているところです。

今回の災害は、企業の規模を問わず、多くの企業の事業活動に甚大な影響を与えているところ、経営基盤の弱い中小企業においては、特にその影響が大きく、事業活動の再開等に当たり、これまでの取引先と円滑な取引関係が望めないなど、深刻な事態が懸念されます。実際にも、設備が復旧したにもかかわらず、これまでの取引先から発注が受けられないといった中小企業からの相談が寄せられているところです。

つきましては、貴社におかれましては、このような厳しい状況におかれている下請中小企業が事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行っていただくなど、特段の御配慮をお願いいたします。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に起因した、取引停止、発注の大幅な減少や不当な取引条件を課すこと等、取引のトラブルが発生しているとの声も寄せられているところ、貴社におかれましては、上記の配慮に加え、各機関から提供される情報等を十分理解の上、科学的・客観的根拠に基づいて適切に対処していただきますよう、お願いいたします。

経済産業省

平成 23・04・20 中第 1 号
平成 23 年 4 月 22 日

都道府県下請企業振興協会 理事長 殿

経済産業大臣

「東日本大震災」により影響を受けている下請中小企業等に対する取引あっせんについて

下請中小企業の振興について、平素より格段の御配慮を頂き、御礼申し上げます。

今般の「東日本大震災」は、東北地方の太平洋沿岸部を中心に、極めて甚大な被害をもたらしました。

被災地の社会生活や経済活動の速やかな復興を図り、この災害が我が国経済に与える悪影響を最小限のものとするためにも、被災中小企業の円滑な再建を支援することが重要です。

政府におきましては、激甚災害の指定を行い、被害を受けた中小企業のみならず、被害を受けた事業者と取引関係を有する中小企業も対象とした、災害復旧貸付等の金融支援を始め、種々の中小企業支援対策を講じているところです。

今回の災害は、直接被害を受けた中小企業だけではなく、被災地で被害にあった親事業者と取引のある下請中小企業等、多くの中小企業の事業活動に多大な影響を与えています。実際にも、設備が復旧したにもかかわらず、これまでの取引先から発注が受けられないといった中小企業からの相談が寄せられているところです。

つきましては、今回の災害の影響により、事業活動に支障が生じている中小企業に対して、優先的に取引あっせんを行うとともに、特に被災地域の中小企業に対しては、貴協会の一層の御支援をお願いいたします。

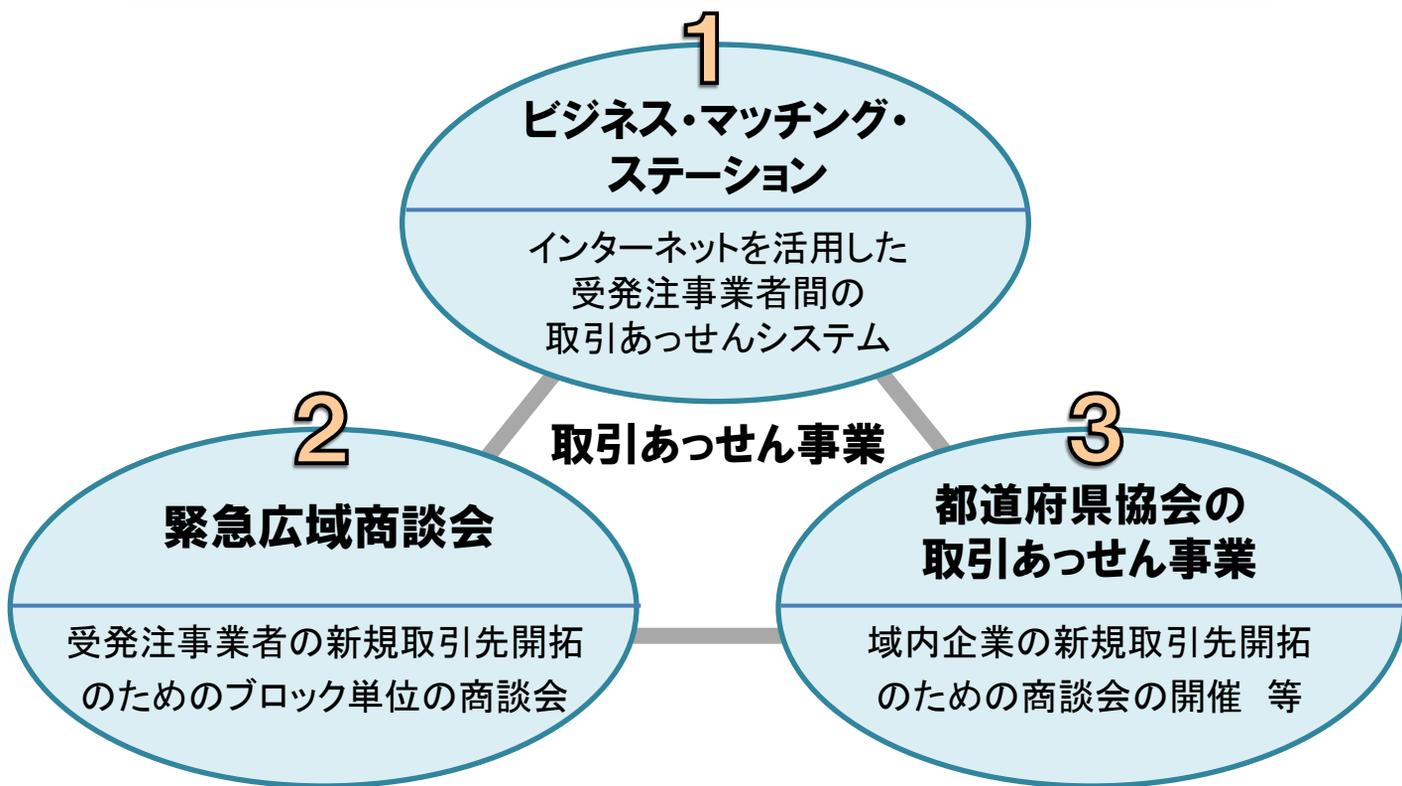
また、被災中小企業が事業を再開するに当たり、一時的に取引停止を余儀なくされた従来の親事業者との取引を円滑に再開し、継続できるよう、別添のとおり、親事業者代表取締役あて配慮を求めているところです。貴協会においても、別添の要請内容の周知に加え、被災地域の都道府県下請企業協会から提供される被災中小企業の操業状況等の情報の周知に御協力いただく等の御配慮をお願いいたします。

(別添) 『「東日本大震災」により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について』

(親事業者向け要請文書)

取引あっせん事業のご案内

- (財)全国中小企業取引振興協会(全取協)では、全国47都道府県に設置されている都道府県中小企業振興機関(都道府県協会)と連携し、以下にある、緊急広域商談会などの取引あっせん事業を実施しています。
- これら取引あっせん事業について、今回の震災の影響を受けた中小企業の早期の復興に資するよう、被災中小企業を対象とした緊急広域商談会等を予定しておりますので、積極的な御協力を賜りますよう、お願いいたします。



取引あっせん、ビジネス・マッチング・ステーション についてのお問い合わせ

- 財団法人全国中小企業取引振興協会
電話：03-5541-6688
- ・ ビジネス・マッチング・ステーション
<http://www.biz-match-station.zenkyo.or.jp/>

全取協

検索

都道府県協会 お問い合わせ先

機関名	郵便	所在地	TEL	FAX
(財)北海道中小企業総合支援センター	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2406	011-232-2011
(財)21あおもり産業総合支援センター	030-0801	青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル7階	017-723-1040	017-721-2514
(財)いわて産業振興センター	020-0852	盛岡市飯岡新田3-35-2 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3822	019-631-3830
(財)みやぎ産業振興機構	980-0011	仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター3階	022-225-6636	022-263-6923
(財)あきた企業活性化センター	010-8572	秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第2庁舎2階	018-860-5623	018-860-5612
(財)山形県企業振興公社	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラルビル13階	023-647-0662	023-647-0667
(公財)福島県産業振興センター	960-8053	福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま6階	024-525-4077	024-525-4079
(財)茨城県中小企業振興公社	310-0801	水戸市桜川二丁目2-35 茨城県産業会館9階	029-224-5317	029-227-2586
(財)栃木県産業振興センター	321-3224	宇都宮市刈沼町369-1 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2603	028-670-2611
(財)群馬県産業支援機構	371-0854	前橋市大渡町一丁目10-7 群馬県公社総合ビル2階	027-255-6501	027-255-6161
(財)埼玉県産業振興公社	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階	048-647-4086	048-645-3286
(公財)千葉県産業振興センター	261-7123	千葉市美浜区中瀬2-6 WBGマリビースト23階	043-299-2654	043-299-3411
(公財)東京都中小企業振興公社	101-0025	千代田区神田佐久間町1-9 産業労働局秋葉原庁舎4階	03-3251-7883	03-3251-7883
(財)神奈川産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル内	045-633-5067	045-633-5068
(財)にいがた産業創造機構	950-0078	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階	025-246-0052	025-246-0030
(財)長野県中小企業振興センター	380-0928	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-227-5013	026-228-2867
(公財)やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階	055-243-1888	055-243-1890
(財)しずおか産業創造機構	420-0853	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階	054-273-4433	054-251-3024
(財)あいち産業振興機構	450-0002	名古屋市中村区名駅4-4-38 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)14・15階	052-715-3068	052-563-1436
(財)岐阜県産業経済振興センター	500-8505	岐阜市藪田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館10階	058-277-1092	058-277-1095
(財)三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町一丁目891 三重県合同ビル5階	059-228-7283	059-228-3173
(財)富山県新世紀産業機構	930-0866	富山市高田527番地 情報ビル内	076-444-5603	076-444-5644
(財)石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月二丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館内	076-267-1140	076-268-4911
(公財)ふくい産業支援センター	910-0296	坂井市丸岡町ソフトパークふくい7-1-16 福井県産業情報センタービル3F・4F	0776-67-7407	0776-67-7429
(公財)滋賀県産業支援プラザ	520-0806	大津市打出浜2番1号 コラボしが21・2階	077-511-1412	077-511-1418
(財)京都産業21	600-8813	京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内	075-315-8590	075-323-5211
(財)奈良県中小企業支援センター	630-8031	奈良市柏木町129-1 なら産業活性化プラザ3階	0742-36-8312	0742-36-4003
(財)大阪産業振興機構	577-0011	東大阪市荒北北1-4-17 クリエーションコア東大阪(下請振興事業関係)	06-6748-1144	06-6745-2362
(公財)ひょうご産業活性化センター	651-0096	神戸市中央区雲井通5-3-1 サンパル8階	078-291-8328	078-230-8391
(公財)わかやま産業振興財団	640-8227	和歌山市本町2-1 フォルテ・ワジマ6階	073-432-3412	073-432-3314
(財)鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南7-5-1 松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内	0857-52-3011	0857-52-6673
(公財)しまね産業振興財団	690-0816	松江市北陵町1番地 テクノアークしまね内	0852-60-5114	0852-60-5105
(財)岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市芳賀5301 テクノポート岡山市内	086-286-9670	086-286-9671
(公財)ひろしま産業振興機構	730-0052	広島市中区千田町三丁目7-47 広島県情報プラザ内	082-240-7706	082-242-8627
(財)やまぐち産業振興財団	753-0077	山口市熊野町1番10号 NPYビル10階	083-922-3700	083-921-2013
(公財)とくしま産業振興機構	770-0902	徳島市新西町2丁目5番地 徳島経済センター3階	088-654-0101	088-653-7910
(公財)かがわ産業支援財団	761-0301	高松市林町2217番地15 香川産業頭脳化センター2階	087-868-9904	087-869-3710
(財)えひめ産業振興財団	791-1101	松山市久米窪田町487-2 産業情報センター内	089-960-1102	089-960-1115
(財)高知県産業振興センター	781-5101	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館2階	088-845-6600	088-846-2556
(財)福岡県中小企業振興センター	812-0046	福岡県中小企業振興センタービル6階 佐賀市鍋島町八戸溝114	092-622-6230	092-624-3300
(財)佐賀県地域産業支援センター	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝114	0952-34-4416	0952-34-4412
(財)長崎県産業振興財団	850-0862	長崎市出島町2-11 出島交流会館7階	095-820-8860	095-823-0009
(財)くまもとテクノ産業財団	861-2202	上益城郡益城町大字田原2081-10 熊本県テクノポリスセンター内	096-289-2437	096-289-2457
(財)大分県産業創造機構	870-0037	大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル1階	097-534-5019	097-538-8407
(財)宮崎県産業支援財団	880-0303	宮崎市佐土原町東上那珂16500-2	0985-74-3850	0985-74-3950
(財)かごしま産業支援センター	892-0821	鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館2階	099-219-1274	099-219-1279
(財)沖縄県産業振興公社	901-0152	那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター4階	098-859-6237	098-859-6233

中小企業庁には このような相談が寄せられています

風評により、納品に行っても受け取ってもらえない・・・



地域名が書いてあるだけで商品を返品された・・・

すべての製品について、放射線の測定検査証明を求められた・・・

買い取りでなければダメだと、
機械設備のリースを断られた・・・



避難区域に入ったトラックは被曝のおそれがあるから使いたくないと言われた・・・



被災により工場が滅失し、当初定めた納期に受領することが不可能である場合、両者で十分協議の上対応しましょう。

震災の被害を受けた原発と同一県内に下請事業者が所在することを専らの理由に商品の受領を拒むことは下請法違反のおそれがあります。

各機関が公表している情報等を御理解の上、科学的・客観的根拠に基づき適切に対処するようお願いします。

下請代金支払遅延等防止法

■受領拒否、不当な給付内容の変更及びやり直し

親事業者は、下請事業者に責任がないときは、発注した物品を受け取らなければなりません。また、下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに、当初の発注と異なる作業を行わせたり、発注を取り消すことや、やり直しをさせてはいけません。

■返品

親事業者は、物品に瑕疵があるなど下請事業者に責任がある場合を除いて、一旦受け取った物品を返品をすることはできません。また、親事業者が受入検査をしていない場合も、返品をすることはできません。

■不当な経済上の利益の提供要請

親事業者は自社のために、下請事業者に対してお金やサービス、その他の経済上の利益を不当に提供させることはできません。

～下請代金支払遅延等防止法の問い合わせ窓口～

○中小企業庁事業環境部取引課

電話:03-3501-1669

中企庁 取引支援

中小企業庁

検索

○各地方経済産業局

北海道経済産業局中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局中小企業課	048-600-0325
中部経済産業局中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局中小企業課	06-6966-6037
中国経済産業局中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局中小企業課	092-482-5450
沖縄総合事務局中小企業課	098-866-1755

○下請かけこみ寺本部

電話:03-5541-6655

○東日本大震災に関連するQ & A

公取委 東日本大震災

検索